

緊急事態宣言延長に伴う往来についてのお願い

◆東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県(香美町及び新温泉町を除く)、愛知県、岐阜県、福岡県(「緊急事態宣言」対象地域)

⇒ 日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、受験など必要のあるものを除き、平日・休日を問わず可能な限り往来を控えてください。

なお、これらの地域からいらっしゃった場合、来県後14日間は、会食を控える、マスクの着用や三密を避けるなど基本的な感染症対策を徹底し、体調管理に努めるとともに、慎重な行動をお願いします。健康状態に異常がないか観察していただき、倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

◆その他の感染が流行している地域(「感染流行警戒地域(Ⅳ)」)、「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」)

⇒ 不要不急の往来については控えることも含め、慎重にご判断ください。

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、三重県、滋賀県、奈良県、山口県、大分県、沖縄県など

◆兵庫県のうち香美町及び新温泉町(因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏)

⇒ 通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を十分取った上での必要不可欠な往来については、差し支えありません。ただし、不要不急の往来は控えてください。

◆体調に不安があるときは往来を控える外、行き先の自治体が出しているメッセージなども確認してください。